

平成 30 年 10 月 17 日  
国 税 庁

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に係る  
国税の申告・納付等の期限の延長について

この度の平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長（地域指定）することとしましたので、お知らせします。

1 対象となる納税者

下記の指定地域に納税地のある方（法人を含む。）

都道府県名	指定地域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

（注）対象地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

2 延長される期限

平成 30 年 9 月 6 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

3 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地のある方であっても、今回の地震により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができるため、状況が落ち着きましたら、所轄の税務署へご相談いただきますようお願いいたします。